

辞令の切替時における組合員資格の取得及び喪失の事務手続について

職員の任用形態		事務手続 (○必ず提出 △該当する場合は提出 ×提出不要)				
前回の職 (例: 3月まで)	今回の職 (例: 4月から)	喪失	取得	種別 変更	所属 異動	内 容 ※添付書類は【 】内の資料参照
1 現在組合員でない (職種問わず)	正規職員	/	○	/	/	・一般組合員資格を満たす場合は、組合員 (会員) 資格取得届書を提出する。 【別紙1】
	再任用常時勤務職員	/	△	/	/	
	任期付職員 (フルタイム勤務)	/	△	/	/	
	再任用短時間勤務職員	/	△	/	/	
	任期付職員 (パートタイム勤務)	/	△	/	/	・短期組合員資格を満たす場合は、組合員 (会員) 資格取得届書を提出する。 【別紙2】
	臨時的任用職員	/	△	/	/	
	会計年度任用職員 (フルタイム勤務)	/	△	/	/	
	会計年度任用職員 (パートタイム勤務)	/	△	/	/	
2 現在組合員である (職種問わず)	一般組合員・短期組合員の組合員資格を満たさない勤務条件への変更、退職、他支部・他共済への転出	○	/	/	/	・組合員 (会員) 異動報告書を提出する。 【別紙3】
3 【現在一般組合員】 ・正規職員 ・再任用常時勤務職員 ・任期付職員 (フルタイム勤務)	正規職員	×	/	×	×	・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。 【別紙4】
	再任用常時勤務職員	×	/	×	×	
	任期付職員 (フルタイム勤務)	×	/	×	×	
	再任用短時間勤務職員	△	/	△	×	・短期組合員の資格要件を満たさない勤務条件となる場合は、組合員 (会員) 異動報告書を提出する。【別紙3】 ・短期組合員の資格要件を満たさず勤務条件となる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・所属所 (所属コード) 変更で、新所属において報酬等自動計算システム対象職員 (パートタイム会計年度任用職員) の場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】
	任期付職員 (パートタイム勤務)	△	/	△	×	
	臨時的任用職員	△	/	△	×	
	会計年度任用職員 (フルタイム勤務)	△	/	△	×	
	会計年度任用職員 (パートタイム勤務)	△	/	△	△	

辞令の切替時における組合員資格の取得及び喪失の事務手続について

	職員の任用形態		事務手続 (○必ず提出 △該当する場合は提出 ×提出不要)				
	前回の職 (例: 3月まで)	今回の職 (例: 4月から)	喪失	取得	種別変更	所属異動	内 容 ※添付書類は【 】内の資料参照
4	【現在短期組合員】 ・再任用短時間勤務職員 ・任期付職員 (パートタイム勤務) ・臨時的任用職員 ・会計年度任用職員 (パートタイム勤務)	正規職員	×	△	○	×	・組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】
		再任用常時勤務職員	×	△	○	×	
		任期付職員 (フルタイム勤務)	×	△	○	×	・短期組合員の資格要件を満たさない勤務条件となる場合は、組合員 (会員) 異動報告書を提出する。【別紙3】 ・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・所属所 (所属コード) 変更で、新所属において報酬等自動計算システム対象職員 (パートタイム会計年度任用職員) の場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】
		再任用短時間勤務職員	△	△	×	×	
		任期付職員 (パートタイム勤務)	△	△	×	×	
		臨時的任用職員	△	△	×	×	
		会計年度任用職員 (フルタイム勤務)	△	△	×	×	
		会計年度任用職員 (パートタイム勤務)	△	△	×	△	
5	【現在短期組合員】 ・会計年度任用職員 (フルタイム勤務) (採用から12月以内)	正規職員	×	△	○	×	・組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】
		再任用常時勤務職員	×	△	○	×	
		任期付職員 (フルタイム勤務)	×	△	○	×	・短期組合員の資格要件を満たさない勤務条件となる場合は、組合員 (会員) 異動報告書を提出する。【別紙3】 ・職員番号 (組合員番号) が変更になる場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】 ・所属所 (所属コード) 変更で、新所属において報酬等自動計算システム対象職員 (パートタイム会計年度任用職員) の場合は、組合員等記載事項変更申告書を提出する。【別紙4】
		会計年度任用職員 (フルタイム勤務) (採用から12か月超)	×	△	○	×	
		再任用短時間勤務職員	△	△	×	×	
		任期付職員 (パートタイム勤務)	△	△	×	×	
		臨時的任用職員	△	△	×	×	
		会計年度任用職員 (パートタイム勤務)	△	△	×	△	

【注意】

※退職と採用の辞令に空白期間があるが次の2点とも満たす場合は、組合員資格は継続するものとします。

- ・辞令が同一の任命権者 (福島県教育委員会) のものであること。
- ・辞令の空白期間が10日未満 (9日以内) であること。(例: 3月31日退職、4月10日採用であれば組合員資格は継続。)

※組合員資格継続の要件を満たすが、3月の途中において退職した場合は3月分の掛金が控除されないため、給与システムの特例計算処理を行います。

※会計年度任用職員 (フルタイム) が次の3点の要件とも満たす場合は、一般組合員資格を取得することになります。

- ・任用が事実上継続していると認められること。
- ・常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が1月間の日数が20日以上ある月は18日、1月間の日数が20日未満の月は18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったこと。
※詳細は「福利厚生事務の手引」の「1 組合員・会員」ページを参照願います。
- ・そのを超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていること。